

令和6年度

国家公務員の倫理の保持に関する状況及び
倫理の保持に関して講じた施策に関する報告

令和7年9月

国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）第4条の規定に基づき、職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び職員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策について、国会に報告するものである。

目 次

1	各種報告書の提出件数	1
	(1) 贈与等報告書の提出件数	
	(2) 株取引等報告書の提出件数	
	(3) 所得等報告書の提出件数	
2	倫理監督官への届出等の状況	2
	(1) 倫理監督官への届出件数	
	(2) 倫理監督官の承認の状況	
3	懲戒処分等の状況	2
	(1) 国家公務員倫理法令違反による処分等の状況	
	(2) 懲戒処分の概要の公表の状況	
4	政令等の制定又は改廃の状況	4
5	国家公務員倫理法等の適正な運用の確保及び倫理感の涵養・保持等のための施策	5
	(1) 国家公務員倫理審査会が講じた施策	
	(2) 中央人事行政機関が講じた施策	
	(3) 各府省等が講じた施策	
別表		9

1 各種報告書の提出件数

国家公務員倫理法（平成11年法律第129号。以下「倫理法」という。）は、国民の疑惑や不信を招く行為の防止を図る観点から、職員（倫理法第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）に贈与等、株取引等及び所得等について報告することを義務付けている。

（1）贈与等報告書の提出件数

倫理法第6条第1項では、本省課長補佐級以上の職員（倫理法第2条第2項各号に掲げる職員をいう。）は、事業者等から贈与等を受けたとき等は、四半期ごとに、贈与等報告書を各省各庁の長等（内閣総理大臣、各省大臣、会計検査院長、人事院総裁、内閣法制局長官及び警察庁長官並びに宮内庁長官及び各外局の長並びに行政執行法人の長をいう。以下同じ。）又はその委任を受けた者に提出しなければならないとされている。倫理法第6条第2項の規定に基づき、そのうち指定職以上の職員（倫理法第2条第3項各号に掲げる職員をいう。以下同じ。）に係る当該報告書の写しは国家公務員倫理審査会（以下「倫理審査会」という。）に送付され、当該報告書については、倫理法第11条第6号の規定に基づき、倫理審査会が審査を行っている。

また、倫理法第9条第2項の規定に基づき、贈与等報告書（贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が1件につき2万円を超える部分に限る。）については、閲覧を請求することができる。

令和6年度の贈与等報告書の提出件数は、25,076件であった。これらのうち、指定職以上の職員に係る当該報告書の件数は4,455件、また、閲覧を請求することができる贈与等報告書の件数は3,355件である（別表1）。

贈与等報告書の提出件数25,076件の内訳を見ると、金銭、物品等の供与関係が558件（提出件数に占める割合2.2%）、飲食の提供等関係が20,979件（同83.7%）、報酬関係が3,539件（同14.1%）となっている。指定職以上の職員に係る当該報告書については、金銭、物品等の供与関係が204件（指定職以上の職員に係る当該報告書の件数に占める割合4.6%）、飲食の提供等関係が3,726件（同83.6%）、報酬関係が525件（同11.8%）となっている。

（2）株取引等報告書の提出件数

倫理法第7条第1項では、本省審議官級以上の職員（倫理法第2条第4項各号に掲げる職員をいう。以下同じ。）は、前年において行った株券等の取得又は譲渡について、毎年、株取引等報告書を各省各庁の長等又はその委任を受けた者に提出しなければならないとされており、倫理法第7条第2項の規定に基づき、その写しは倫理審査会に送付され、当該報告書については、倫理法第11条第6号の規定に基づき、倫理審

査会が審査を行っている。

令和6年の株取引等報告書の提出件数は、136件であった（別表2）。

（3）所得等報告書の提出件数

倫理法第8条第1項では、本省審議官級以上の職員（前年1年間を通じて本省審議官級以上の職員であったものに限る。）は、毎年、所得等報告書を各省各庁の長等又はその委任を受けた者に提出しなければならないとされており、同条第3項の規定に基づき、その写しは倫理審査会に送付され、当該報告書については、倫理法第11条第6号の規定に基づき、倫理審査会が審査を行っている。

令和6年の所得等報告書の提出件数は、1,568件であった（別表2）。

2 倫理監督官への届出等の状況

（1）倫理監督官への届出件数

国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号。以下「倫理規程」という。）第8条では、職員が自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、あらかじめ、倫理監督官に届け出なければならないとされている。

令和6年度における倫理監督官への届出件数は、1,364件であった（別表3）。

（2）倫理監督官の承認の状況

倫理規程第9条第1項では、職員が利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等をしようとする場合は、あらかじめ倫理監督官の承認を得なければならないとされている。

令和6年度における承認申請件数は、37件であり、その全件について承認された（別表4）。

3 懲戒処分等の状況

（1）国家公務員倫理法令違反による処分等の状況

任命権者及び倫理審査会は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第84条第1項及び倫理法第30条の規定に基づき、職員が倫理法又は倫理法に基づく命令に違反する行為（以下「倫理法違反行為」という。）を行った場合には、当該職員に対し、懲戒処分を行うことができる。

令和6年度中に倫理法違反行為に対して任命権者による懲戒処分が行われた事案は6件（6名）あり、その内訳は、免職1名、停職2名、減給3名であった。

また、倫理法違反行為に対して倫理審査会による懲戒処分が行われた事案はなかつ

た。

事案の概要は、以下のとおりである。

(事案1)

法務省の施設等機関において、利害関係がある複数の者から、(職員が)職務上不正な行為をし、その謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、他者を介し、金銭の贈与を受け(職員は収賄等の容疑で逮捕・起訴され、有罪判決を受けている。)、また、利害関係がある別の者から、他者を介し、金銭の贈与を受けた職員1名について、免職の処分を行った。

(事案2)

国税庁の地方支分部局において、利害関係がない複数の事業者から、複数回にわたり、物品の贈与及び飲食の供応接待を受け、タクシー運賃を負担させ、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待及び財産上の利益の供与を受けた職員1名について、停職6月の処分を行った(なお、他の国家公務員法違反行為も併せて懲戒処分を行った。)

(事案3)

厚生労働省の地方支分部局において、利害関係がある複数の事業者から、交通費としての金銭の贈与、物品の贈与、無償での役務の提供(自動車による送迎)、飲食等の供応接待を受け、また、利害関係がある複数の者と共にゴルフ及び旅行を複数回し、物品の贈与を受けたほか、飲食の供応接待を複数回受けた職員1名について、停職6月の処分を行った。

(事案4)

警察庁において、利害関係がない事業者から飲食の供応接待や自動車による送迎を受けたほか、物品の贈与を複数回受け、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待及び財産上の利益の供与を受け、贈与等報告書を提出しなかった地方警務官1名について、減給3月(俸給の月額額の10分の1)の処分を行った。

(事案5)

在外公館において、利害関係がない事業者から供応接待等を複数回受け、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待及び財産上の利益の供与を受け、また、贈与等報告書を提出しなかった職員1名について、減給3月(俸給の月額額の10分の1)の処分を行った(なお、他の国家公務員法違反行為も併せて懲戒処分を行った。)

(事案6)

財務省の施設等機関において、利害関係がない事業者から金銭の貸付けを受け、社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与を受けた職員1名について、減給6月(俸給の月額額の10分の1)の処分を行った。

また、令和6年度中に、倫理法違反行為に対して、各府省等の内規による訓告、厳重注意等の処分が行われた事案は、5件（5名）であった。

（2）懲戒処分の概要の公表の状況

倫理法第27条第1項及び第32条では、任命権者及び倫理審査会は、自ら行った懲戒処分につき職員の職務に係る倫理の保持を図るため特に必要があると認めるときは、その概要の公表をすることができることとされている。

令和6年度中に倫理法違反行為に対して任命権者による懲戒処分が行われた事案については、6件全ての概要が公表された。

4 政令等の制定又は改廃の状況

令和6年度に制定又は改廃が行われた倫理法に基づく政令、人事院規則、訓令又は規則は、以下のとおりである。

○ 各省各庁の職員の職務に係る倫理に関する訓令の改正

倫理法第5条第3項では、各省各庁の長は、倫理審査会の同意を得て、当該各省各庁に属する職員の職務に係る倫理に関する訓令を定めることができることとされている。

同項の規定に基づき、倫理規程第2条第1項ただし書に規定する訓令が、以下のとおり改正された。

府省等名	制定年月日 施行年月日	訓令名	概要
内閣府	令和6年10月29日 制定 令和6年11月1日 施行	内閣府沖縄総合事務局職員の職務に係る倫理に関する訓令（平成13年内閣府訓令第50号）	特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）の施行に伴い、利害関係者から除かれる者を定めた。
公正取引委員会	令和6年10月29日 制定 令和6年11月1日 施行	公正取引委員会事務局職員の倫理に関する訓令（平成12年公正取引委員会委員長訓令第1号）	特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）の施行に伴い、利害関係者から除かれる者を定めた。

府省等名	制定年月日 施行年月日	訓令名	概要
国家公安 委員会	令和6年11月1日 制定 令和7年3月24日 施行	地方警務官の利害関係者に関する規則 (平成12年国家公安委員会規則第7号)	道路交通法(昭和35年法律第105号)の一部改正に伴う用語の整理を行った。
個人情報 保護委員会	令和6年4月22日 制定 令和6年4月26日 施行	個人情報保護委員会事務局職員の職務に係る倫理に関する訓令(平成29年個人情報保護委員会訓令第9号)	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の一部改正に伴い、利害関係者から除かれる者を定めた。

なお、これらの改正については、倫理法第5条第6項の規定に基づき、別途、国会に報告する。

5 国家公務員倫理法等の適正な運用の確保及び倫理感の涵養・保持等のための施策

(1) 国家公務員倫理審査会が講じた施策

倫理審査会は、贈与等報告書等の審査、倫理法違反行為に対する懲戒処分の承認、必要な指導等のほか、次の施策を講じた。

- ① 倫理研修の定期的・計画的な実施、職員の職務に係る倫理の保持のための相談・通報窓口の利活用促進の要請を行った。あわせて、各府省等における倫理保持のための取組の参考となるよう、各府省等で実施された啓発活動や倫理的な組織風土の構築のための取組の具体例の共有等を行った。
- ② 倫理制度の周知徹底及び各府省等における倫理保持に係る取組の推進を目的として、令和6年4月に、本府省で実務を担う倫理事務担当者等を対象とした倫理制度説明会を、同年10月に、本府省に加え地方機関の倫理事務担当者等にも対象を広げた説明会を、Webでそれぞれ実施した。

また、当該説明会のアーカイブ配信も行い、視聴できる機会を広く提供するよう工夫した。

- ③ 各府省等におけるeラーニングに資する教材(自習研修教材)として、一般職員用、課長補佐級職員用及び幹部・管理職員用の3階層の教材を各府省等に配布するとともに、中途採用者を含む新規採用職員を対象に、各府省が活用できるeラーニングシステムを通じて2期にわたって国家公務員倫理研修を実施した。

また、倫理制度の概要、法令及び漫画教材を収録した「国家公務員倫理教本」を

改訂し、職員に配布した。

- ④ 各府省等からの要請に応じて、倫理審査会事務局職員を各府省等が実施する倫理研修等に講師として派遣しており、令和6年度は、各府省等における階層別研修等延べ26回（うちWebを通じたものは10回）に講師を派遣し、具体的なケースを用いた倫理制度の解説、相談・通報の仕組みの周知等を行った。

また、一部の研修においては、参加者間での討議を取り入れることで、より当事者意識を持って研修に参加し、考える機会を持てるよう工夫を行った。

- ⑤ 令和6年度も12月の1か月間を「国家公務員倫理月間」（以下「倫理月間」という。）とした。倫理月間に際し、毎年、公務員倫理に関する標語（職員向け・事業者向け）を募集しており、公募作品の中から採用した標語「「おかしいな」 気づける知識と 話せる職場」（職員向け）、「その気遣い 組織が違えば ルール違反」（事業者向け）を用いた啓発用ポスターを作成し、各府省等のほか、地方公共団体及び経済団体等に配布した。このうち、各府省等には、配布した職員向けの標語を用いたポスターについて、管理職員が倫理に関するメッセージを記載するよう要請を行った。このほか、企業倫理・コンプライアンスの専門家を招いて質疑応答を含めたライブ配信での講演会を開催するとともに、当該講演会のアーカイブ配信も行った。

さらに、令和6年度は、倫理審査会発足25周年を踏まえ、新たにケーススタディ教材（「事例で学ぶ職場の倫理リスク」）、会合参加時のチェックツール及び利害関係者リストのサンプルを作成し、各府省等に対して周知するとともに、各府省等の倫理監督官等に対し、幹部・管理職員への直接の注意喚起、組織内外の相談・通報窓口の周知徹底等の要請を行った。

また、国家公務員倫理研修について、倫理月間後に採用された職員等を含めた全職員に受講させるよう要請を行った。

- ⑥ 倫理規程の飲食に関する規制について一部運用の見直しを行うこととし、「国家公務員倫理規程の運用の見直し等について」（令和6年5月8日国家公務員倫理審査会事務局長通知）において周知した。

- ⑦ 国家公務員と接触する機会のある民間企業等における倫理法・倫理規程に関する理解の促進を図るため、全国の経済団体等に対し事業者向け啓発用ポスターの掲示依頼、機関誌やウェブサイトへの公務員倫理に関する記事やパンフレット等の掲載依頼、会員企業のコンプライアンス担当部署に対する広報依頼等、事業者等に対する広報活動への協力依頼等を行った。

また、倫理月間の期間中に、倫理審査会の会長及び委員が公益社団法人経済同友会の幹事会に出席し、国家公務員倫理のルールに関する説明等を行った。

さらに、事業者向け啓発用ポスターの電子媒体を47都道府県及び20政令指定都

市に配布し、周知の要請を行った。

くわえて、事業者向け啓発用ポスターがより多くの人の目に触れるよう、東京駅や霞ヶ関駅等の主要駅に掲示するとともに、全国 16 駅のデジタルサイネージ（電子看板）にも掲示し、啓発活動を行った。

このほか、倫理保持のための施策の参考とするため、市民と職員それぞれを対象とする公務員倫理に関するアンケート調査を実施するとともに、公務員倫理に関して各界の有識者から意見を聴取した。

（２）中央人事行政機関が講じた施策

中央人事行政機関の事務として、内閣官房及び人事院が講じた施策は、次のとおりである。

- ① 内閣官房は、「令和 6 年度における人事管理運営方針」（令和 6 年 3 月 21 日内閣総理大臣決定）において、行政及び公務員に対する国民の信頼を確保するため、国家公務員法に定められた服務規律及びその他の法令の遵守について、幹部職員や管理職員が改めて自ら確認を行うとともに、全ての職員に対し周知徹底を行い、違反する行為に対しては厳正な措置を講ずることとした。
- ② 内閣官房及び人事院は、以下の研修において、職員の倫理感の涵養・保持のためのカリキュラムを実施した。
 - ア 第 58 回国家公務員合同初任研修（内閣官房・人事院）（修了者数 891 名）
 - イ 行政研修、本府省等職員研修及び地方機関職員研修（人事院）（修了者数 2,488 名。ただし、ア及びウを除く。）
 - ウ 討議式研修「公務員倫理を考える」（J K E T）指導者養成コース（人事院）（修了者数 14 名）

（３）各府省等が講じた施策

各府省等が講じた施策は、次のとおりである。

- ① 倫理監督官等から職員に向けたメッセージの発出、倫理審査会が作成した「国家公務員倫理教本」、倫理啓発パンフレットの職員への配布等を通じて、倫理法・倫理規程の周知徹底の指示・指導を行った。
- ② 階層別研修等において倫理講座を設定する等、受講者の立場に応じた研修・講座の設定・充実等を行った。
- ③ 利害関係者となり得る関係団体や契約の相手方に対して、各種パンフレット等を配布する等、制度の周知や倫理法・倫理規程の遵守について協力を要請した。
- ④ 日常業務のほか、課内連絡会議等を通じて、管理・監督の地位にある者から部下職員に対して指導を行った。

- ⑤ 管理・監督の地位にある者に対して、会議等における指示・指導のほか、研修等における講座の設定・充実等を行った。
- ⑥ 倫理法・倫理規程にのっとり適切に対応したことを疎明することの重要性について、会議等を通じて周知・徹底した。
- ⑦ その他各職場の状況を踏まえたリーフレット等を作成して配布する等、各府省等が独自の取組を行った。

別表 1-1 贈与等報告書の提出件数内訳（各省各庁全体）

(単位:件)

府省等名	金銭、物品等の 供与		飲食の提供等		報酬 ※1		合計	
	うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超	
会計検査院	3	0	40	4	24	22	67	26
内閣官房	5	2	34	4	27	11	66	17
内閣法制局	2	0	9	1	72	17	83	18
人事院	4	0	6	0	3	0	13	0
内閣府	5	2	228	17	17	14	250	33
宮内庁	1	1	4	4	7	5	12	10
公正取引委員会	3	0	24	8	2	0	29	8
国家公安委員会	14	0	57	2	14	9	85	11
警察庁	17	2	55	1	117	76	189	79
個人情報保護委員会	0	0	3	0	1	0	4	0
カジノ管理委員会	0	0	4	1	1	1	5	2
金融庁	6	3	508	69	2	2	516	74
消費者庁	3	0	204	13	4	1	211	14
こども家庭庁	0	0	1	0	6	3	7	3
デジタル庁	2	0	19	6	5	3	26	9
復興庁	0	0	8	3	0	0	8	3
総務省	29	7	569	47	251	197	849	251
公害等調整委員会	0	0	1	0	2	2	3	2
消防庁	1	0	61	2	34	26	96	28
法務省	32	16	448	30	617	383	1,097	429
出入国在留管理庁	44	1	19	2	4	4	67	7
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	4	0	3	2	7	2
外務省	138	23	515	61	77	34	730	118
財務省	21	6	968	29	82	79	1,071	114
国税庁	35	5	2,671	47	198	176	2,904	228
文部科学省	24	2	424	31	533	286	981	319
スポーツ庁	18	9	56	11	14	14	88	34
文化庁	10	7	112	2	57	21	179	30
厚生労働省	32	7	2,062	44	1,031	589	3,125	640
中央労働委員会	3	0	5	0	0	0	8	0
農林水産省	47	6	1,613	203	48	31	1,708	240
林野庁	4	0	442	1	1	1	447	2
水産庁	1	0	235	31	2	1	238	32
経済産業省	23	6	2,051	130	73	53	2,147	189
資源エネルギー庁	2	1	44	4	1	1	47	6
特許庁	0	0	235	74	14	8	249	82
中小企業庁	2	0	17	3	0	0	19	3
国土交通省	7	0	6,483	141	141	93	6,631	234
観光庁	2	0	155	10	3	1	160	11
気象庁	10	4	28	0	19	6	57	10
運輸安全委員会	0	0	11	0	0	0	11	0
海上保安庁	4	0	212	10	9	7	225	17
環境省	4	0	271	6	23	10	298	16
原子力規制委員会	0	0	23	0	0	0	23	0
防衛省	0	0	0	0	0	0	0	0
小計①	558	110	20,939	1,052	3,539	2,189	25,036	3,351

別表 1-2 贈与等報告書の提出件数内訳（行政執行法人全体）

(単位:件)

行政執行法人名	金銭、物品等の 供与		飲食の提供等		報酬 ※1		合計	
	うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超	
独立行政法人国立公文書館	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人統計センター	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人造幣局	0	0	6	0	0	0	6	0
独立行政法人国立印刷局	0	0	2	1	0	0	2	1
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	0	0	31	2	0	0	31	2
独立行政法人製品評価技術基盤機構	0	0	1	1	0	0	1	1
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	0	0	0	0	0	0	0	0
小計②	0	0	40	4	0	0	40	4
合計（小計①+小計②）	558	110	20,979	1,056	3,539	2,189	25,076	3,355
割合 ※2	2.2%		83.7%		14.1%			

※1 報酬とは、原稿料、講演料等である。

(贈与等報告書を提出すべき職員に係る報告書の件数に占める割合(%))

※2 割合は、小数点第二位を四捨五入しているため合計が100%にはならないことがある。

別表 1-3 贈与等報告書の提出件数内訳（各省各庁指定職未満）

(単位:件)

府省等名	金銭、物品等の 供与		飲食の提供等		報酬 ※1		合計	
	うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超	
会計検査院	3	0	22	2	23	22	48	24
内閣官房	1	0	9	1	6	3	16	4
内閣法制局	0	0	1	0	67	12	68	12
人事院	4	0	2	0	3	0	9	0
内閣府	3	1	164	10	15	13	182	24
宮内庁	1	1	0	0	6	4	7	5
公正取引委員会	2	0	17	6	1	0	20	6
国家公安委員会	13	0	48	1	11	6	72	7
警察庁	10	1	38	1	104	66	152	68
個人情報保護委員会	0	0	3	0	1	0	4	0
カジノ管理委員会	0	0	4	1	1	1	5	2
金融庁	1	0	287	35	2	2	290	37
消費者庁	2	0	141	7	4	1	147	8
こども家庭庁	0	0	1	0	6	3	7	3
デジタル庁	0	0	4	1	2	1	6	2
復興庁	0	0	4	1	0	0	4	1
総務省	10	3	380	29	241	188	631	220
公害等調整委員会	0	0	1	0	2	2	3	2
消防庁	1	0	41	1	28	20	70	21
法務省	21	13	227	16	338	218	586	247
出入国在留管理庁	23	0	14	1	3	3	40	4
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	3	0	0	0	3	0
外務省	106	12	357	36	64	26	527	74
財務省	8	3	781	12	82	79	871	94
国税庁	35	5	2,604	44	198	176	2,837	225
文部科学省	18	2	313	24	523	284	854	310
スポーツ庁	3	0	32	8	1	1	36	9
文化庁	5	4	97	1	16	5	118	10
厚生労働省	25	6	1,866	32	965	553	2,856	591
中央労働委員会	2	0	1	0	0	0	3	0
農林水産省	16	2	1,259	142	35	22	1,310	166
林野庁	3	0	354	0	1	1	358	1
水産庁	1	0	173	22	2	1	176	23
経済産業省	11	2	1,795	102	73	53	1,879	157
資源エネルギー庁	2	1	34	2	1	1	37	4
特許庁	0	0	158	47	13	7	171	54
中小企業庁	2	0	14	3	0	0	16	3
国土交通省	5	0	5,476	99	137	91	5,618	190
観光庁	1	0	86	3	0	0	87	3
気象庁	10	4	14	0	18	6	42	10
運輸安全委員会	0	0	6	0	0	0	6	0
海上保安庁	4	0	163	7	9	7	176	14
環境省	2	0	198	4	12	4	212	8
原子力規制委員会	0	0	21	0	0	0	21	0
防衛省	0	0	0	0	0	0	0	0
小計③	354	60	17,213	701	3,014	1,882	20,581	2,643

別表 1-4 贈与等報告書の提出件数内訳（行政執行法人職員のうち国家公務員倫理法第2条第3項第4号に該当しない者）

(単位:件)

行政執行法人名	金銭、物品等の 供与		飲食の提供等		報酬 ※1		合計	
	うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超	
独立行政法人国立公文書館	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人統計センター	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人造幣局	0	0	6	0	0	0	6	0
独立行政法人国立印刷局	0	0	2	1	0	0	2	1
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	0	0	31	2	0	0	31	2
独立行政法人製品評価技術基盤機構	0	0	1	1	0	0	1	1
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	0	0	0	0	0	0	0	0
小計④	0	0	40	4	0	0	40	4

合計（小計③+小計④）	354	60	17,253	705	3,014	1,882	20,621	2,647
割合 ※2	1.7%		83.7%		14.6%			

※1 報酬とは、原稿料、講演料等である。

(指定職未満の職員に係る報告書の件数に占める割合(%))

※2 割合は、小数点第二位を四捨五入しているため合計が100%にはならないことがある。

別表 1-5 贈与等報告書の提出件数内訳（各省各庁指定職以上）

(単位:件)

府省等名	金銭、物品等の 供与		飲食の提供等		報酬 ※1		合計	
	うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超	
会計検査院	0	0	18	2	1	0	19	2
内閣官房	4	2	25	3	21	8	50	13
内閣法制局	2	0	8	1	5	5	15	6
人事院	0	0	4	0	0	0	4	0
内閣府	2	1	64	7	2	1	68	9
宮内庁	0	0	4	4	1	1	5	5
公正取引委員会	1	0	7	2	1	0	9	2
国家公安委員会	1	0	9	1	3	3	13	4
警察庁	7	1	17	0	13	10	37	11
個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
カジノ管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	5	3	221	34	0	0	226	37
消費者庁	1	0	63	6	0	0	64	6
こども家庭庁	0	0	0	0	0	0	0	0
デジタル庁	2	0	15	5	3	2	20	7
復興庁	0	0	4	2	0	0	4	2
総務省	19	4	189	18	10	9	218	31
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	20	1	6	6	26	7
法務省	11	3	221	14	279	165	511	182
出入国在留管理庁	21	1	5	1	1	1	27	3
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	1	0	3	2	4	2
外務省	32	11	158	25	13	8	203	44
財務省	13	3	187	17	0	0	200	20
国税庁	0	0	67	3	0	0	67	3
文部科学省	6	0	111	7	10	2	127	9
スポーツ庁	15	9	24	3	13	13	52	25
文化庁	5	3	15	1	41	16	61	20
厚生労働省	7	1	196	12	66	36	269	49
中央労働委員会	1	0	4	0	0	0	5	0
農林水産省	31	4	354	61	13	9	398	74
林野庁	1	0	88	1	0	0	89	1
水産庁	0	0	62	9	0	0	62	9
経済産業省	12	4	256	28	0	0	268	32
資源エネルギー庁	0	0	10	2	0	0	10	2
特許庁	0	0	77	27	1	1	78	28
中小企業庁	0	0	3	0	0	0	3	0
国土交通省	2	0	1,007	42	4	2	1,013	44
観光庁	1	0	69	7	3	1	73	8
気象庁	0	0	14	0	1	0	15	0
運輸安全委員会	0	0	5	0	0	0	5	0
海上保安庁	0	0	49	3	0	0	49	3
環境省	2	0	73	2	11	6	86	8
原子力規制委員会	0	0	2	0	0	0	2	0
防衛省	0	0	0	0	0	0	0	0
小計⑤	204	50	3,726	351	525	307	4,455	708

別表 1-6 贈与等報告書の提出件数内訳（行政執行法人職員のうち国家公務員倫理法第2条第3項第4号に該当する者）

(単位:件)

行政執行法人名	金銭、物品等の 供与		飲食の提供等		報酬 ※1		合計	
	うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超	
独立行政法人国立公文書館	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人統計センター	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人造幣局	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人国立印刷局	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人製品評価技術基盤機構	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	0	0	0	0	0	0	0	0
小計⑥	0	0	0	0	0	0	0	0
合計(小計⑤+小計⑥)	204	50	3,726	351	525	307	4,455	708
割合 ※2	4.6%		83.6%		11.8%			

※1 報酬とは、原稿料、講演料等である。

(指定職以上の職員に係る報告書の件数に占める割合(%))

※2 割合は、小数点第二位を四捨五入しているため合計が100%にはならないことがある。

別表2 株取引等報告書及び所得等報告書の提出件数

(単位:件)

府省等名	株取引等報告書	所得等報告書
会計検査院	5	18
内閣官房	7	50
内閣法制局	1	4
人事院	1	16
内閣府	3	56
宮内庁	1	8
公正取引委員会	0	12
国家公安委員会	2	14
警察庁	8	28
個人情報保護委員会	1	2
カジノ管理委員会	1	5
金融庁	0	19
消費者庁	1	6
こども家庭庁	0	5
デジタル庁	0	11
復興庁	0	5
総務省	7	42
公害等調整委員会	1	1
消防庁	1	4
法務省	45	829
出入国在留管理庁	3	10
公安審査委員会	0	0
公安調査庁	1	10
外務省	7	43
財務省	4	49
国税庁	0	13
文部科学省	1	20
スポーツ庁	1	1
文化庁	1	5
厚生労働省	3	51
中央労働委員会	0	3
農林水産省	6	40
林野庁	1	7
水産庁	0	4
経済産業省	2	44
資源エネルギー庁	0	6
特許庁	0	7
中小企業庁	0	3
国土交通省	15	65
観光庁	0	3
気象庁	1	8
運輸安全委員会	0	2
海上保安庁	2	13
環境省	1	17
原子力規制委員会	2	9
防衛省	0	0
小計①	136	1,568

行政執行法人名	株取引等報告書	所得等報告書
独立行政法人国立公文書館	0	0
独立行政法人統計センター	0	0
独立行政法人造幣局	0	0
独立行政法人国立印刷局	0	0
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	0	0
独立行政法人製品評価技術基盤機構	0	0
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	0	0
小計②	0	0

合計(小計①+小計②)	136	1,568
-------------	-----	-------

別表3 倫理監督官への届出件数

(単位:件)

府省等名	届出件数
会計検査院	1
内閣官房	2
内閣法制局	0
人事院	0
内閣府	1
宮内庁	0
公正取引委員会	0
国家公安委員会	10
警察庁	4
個人情報保護委員会	0
カジノ管理委員会	0
金融庁	2
消費者庁	0
こども家庭庁	0
デジタル庁	2
復興庁	4
総務省	81
公害等調整委員会	1
消防庁	7
法務省	13
出入国在留管理庁	0
公安審査委員会	0
公安調査庁	0
外務省	3
財務省	32
国税庁	311
文部科学省	29
スポーツ庁	12
文化庁	0
厚生労働省	42
中央労働委員会	0
農林水産省	275
林野庁	32
水産庁	53
経済産業省	152
資源エネルギー庁	12
特許庁	20
中小企業庁	15
国土交通省	243
観光庁	4
気象庁	0
運輸安全委員会	0
海上保安庁	0
環境省	1
原子力規制委員会	0
防衛省	0
小計①	1,364

行政執行法人名	届出件数
独立行政法人国立公文書館	0
独立行政法人統計センター	0
独立行政法人造幣局	0
独立行政法人国立印刷局	0
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	0
独立行政法人製品評価技術基盤機構	0
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	0
小計②	0

合計(小計①+小計②)	1,364
-------------	-------

別表4 倫理監督官の承認の状況

(単位:件)

府省等名	申請件数	承認された件数
会計検査院	0	0
内閣官房	0	0
内閣法制局	0	0
人事院	0	0
内閣府	0	0
宮内庁	1	1
公正取引委員会	0	0
国家公安委員会	0	0
警察庁	0	0
個人情報保護委員会	0	0
カジノ管理委員会	0	0
金融庁	0	0
消費者庁	0	0
こども家庭庁	0	0
デジタル庁	0	0
復興庁	0	0
総務省	0	0
公害等調整委員会	0	0
消防庁	0	0
法務省	0	0
出入国在留管理庁	0	0
公安審査委員会	0	0
公安調査庁	0	0
外務省	0	0
財務省	0	0
国税庁	1	1
文部科学省	0	0
スポーツ庁	0	0
文化庁	0	0
厚生労働省	17	17
中央労働委員会	0	0
農林水産省	3	3
林野庁	0	0
水産庁	0	0
経済産業省	0	0
資源エネルギー庁	0	0
特許庁	0	0
中小企業庁	0	0
国土交通省	15	15
観光庁	0	0
気象庁	0	0
運輸安全委員会	0	0
海上保安庁	0	0
環境省	0	0
原子力規制委員会	0	0
防衛省	0	0
小計①	37	37

行政執行法人名	申請件数	承認された件数
独立行政法人国立公文書館	0	0
独立行政法人統計センター	0	0
独立行政法人造幣局	0	0
独立行政法人国立印刷局	0	0
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	0	0
独立行政法人製品評価技術基盤機構	0	0
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	0	0
小計②	0	0

合計(小計①+小計②)	37	37
-------------	----	----